

三朝町特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月 21 日

三 朝 町 長

三朝町規則第 9 号

三朝町特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

三朝町特別医療費助成条例施行規則（昭和49年三朝町規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(条例第 4 条第 3 項の規則で定める者)</p> <p>第 1 条の 2 条例第 4 条第 3 項の規則で定める者は、次に掲げる認定証等を所持している者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の 3 第 2 項に規定する食事療養標準負担額減額認定証、同令第26条の 6 の 4 第 2 項に規定する生活療養標準負担額減認定証又は同令第27条の14の 5 第 2 項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(条例第 4 条第 3 項の規則で定める者)</p> <p>第 1 条の 2 条例第 4 条第 3 項の規則で定める者は、次に掲げる認定証等を所持している者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の 3 第 2 項に規定する食事療養標準負担額減額認定証、同令第26条の 6 の 4 第 2 項に規定する生活療養標準負担額減認定証又は同令第27条の14の 4 第 2 項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証</p> <p>(3)～(7) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。